

佐世保市都市計画法第54条の許可の基準に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画施設の区域内又は市街地開発事業の施行区域内における都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第53条第1項の許可(以下「許可」という。)について、法第54条に定めるもののほか、市長が許可を行うことができる場合について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)の例による。

(適用区域)

第3条 この要綱は、建築物の敷地が次の各号のいずれにも該当すると認められる区域内にある場合に適用する。

- (1) 当該区域が都市計画決定後、相当期間を経過していること。
- (2) 当該区域の事業の着手が近い将来に見込まれていないこと。

(許可の基準)

第4条 市長は、許可の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が次の各号のいずれにも該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められるときは、その許可を行うことができるものとする。

- (1) 階数が3以下で、かつ、地階を有しないこと。
- (2) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。